



## 横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判と労働審判の実施に関する横浜地方裁判所への要望

概要	横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判と労働審判の実施について、次の通り横浜地方裁判所へ要望書を提出します。
とき	1月17日（水）午前10時30分から
ところ	横浜地方裁判所（横浜市中区日本大通9番地）
内容	<p>別添要望書「横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判と労働審判の実施について」の通り</p> <p><b>【合議制裁判とは】</b></p> <p>3人の裁判官の協議によって事件を審理する体制のことをいい、1人の裁判官しか関与しない単独制の裁判と比べ、より慎重かつ迅速に裁判官の判断を受けることが期待できるとされます。</p> <p>具体的には、刑事事件においては、殺人や放火などの重い刑罰を判断するためには、必ず合議制で審理しなければなりません。また、被疑者の身体を拘束する決定（勾留決定）に対する異議申し立て手続（準抗告）も合議制で行われなければなりません。民事事件においては、医療過誤や労災、建築瑕疵の事件、争点が複雑な一般事件などは合議制で審理する場合があります。</p> <p><b>【労働審判とは】</b></p> <p>解雇や給料の不払いなど、個々の労働者と事業主との間の労働関係のトラブル（個別労働関係民事紛争）を対象として、裁判官1人に労使専門家2人の計3人で構成される労働審判委員会が、手続きの中に調停を組み込み、原則3回以内の期日での迅速、適正かつ実効的な解決の実現を目指す紛争解決制度のことをいいます。</p>
要望先	横浜地方裁判所長 足立哲氏
要望者	横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判実施を求める協議会
	<p><b>【会長】</b></p> <p>相模原市長 本村賢太郎氏</p> <p>座間市長 佐藤弥斗氏</p> <p><b>【副会長】</b></p> <p>相模原商工会議所会頭 杉岡芳樹氏</p>

	<p>県司法書士会相模原支部幹事 田中和亜氏          県弁護士会相模原支部支部長 齋藤守氏 他</p>
取材	<p>要望に関する面会後に、相模原市長、座間市長および協議会役員の取材対応を予定しています。</p> <p>○とき 午前11時15分から</p> <p>○ところ 神奈川県弁護士会館 4階E&amp;F会議室</p> <p>○注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場はありません。</li> <li>・腕章の着用をお願いします。</li> </ul>
問い合わせ先	<p>総合政策部 市民広聴課 市民広聴係</p> <p>TEL 046 (252) 8218 FAX 046 (252) 0220</p>

